

市町村名	事業名等	対象者・内容等
いちき串木野市	転入者住宅建設等補助金	<p>★○建築(購入)費の5%を補助します。            上限は50万円(但し市内中心部については、上限30万円)            ○義務教育終了前までの子ども一人につき10万円(上限30万円)を補助します。            ○平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、定住促進分譲団地外に自ら居住するための住宅を新築・購入(中古住宅を含む)された転入者で、市民として10年以上居住する意思のある方が対象になります。</p>
いちき串木野市	定住奨励金	<p>★○義務教育終了前までの子ども一人につき30万円(上限90万円)を補助します。            ○市の定める定住促進分譲団地に住宅を新築し定住する方で、かつ義務教育終了前まで(中学生以下)の子供のいる方が対象です。            ○該当する分譲団地は、ウッドタウン串木野住宅団地・羽島矢倉団地・小城団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地です。</p>
いちき串木野市	住宅建築(購入)補助金	<p>★○住宅の建築費・購入資金の5%(上限50万円)を補助します。            ○いちき串木野市外からの転入者で、市の定める定住促進分譲団地に住居を新築・取得した方が対象です。            ○該当する分譲団地は、ウッドタウン串木野住宅団地・羽島矢倉団地・小城団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地です。ただし、羽島矢倉団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地については、中学生以下の子を持つ方の場合、市内居住者も補助の対象となります。</p>
いちき串木野市	土地購入補助金	<p>★○土地購入費の10%(上限100万円)を補助します。            ○市の定める定住促進分譲団地に定住する方で、自らの用に供する住宅の新築及び購入に付随する土地の購入をした方が対象です。            ○該当する分譲団地は、ウッドタウン串木野住宅団地・羽島矢倉団地・小城団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地です。</p>
いちき串木野市	定住促進住宅事業	<p>★○酔之尾東団地を定住促進住宅(子育て支援住宅)として活用します。            ○18歳以下のお子様1人につき、1,000円の家賃減額助成があります。</p>
いちき串木野市	住宅リフォーム事業補助	<p>★○20万円以上の工事に対して、15%の補助をします。(限度額:15万円)            ○市内に居住する個人住宅で住宅の居住の用に供する部分のリフォーム工事等を、市内業者(本社が市内)が行うことが条件となります。            ○外構工事・倉庫・車庫の増築及び設備機器等の購入で改修工事が伴わないものは対象外です。            ○工事が平成28年3月までに完了することが条件になります。</p>